

米国のミバ工類侵入時行動計画(II)

III 規制方法

【規制品目】 ①寄主植物の生果実。②寄主植物の根元の土。③防疫官が本虫の拡散のおそれがあると判断し、所有者にその旨通知した場合は、すべての生産物、物品、輸送機関。

【検疫の諸活動】 対象のミバ工が発見された場合は、次の措置を順次実行する。

1 発見中心地点から最低4.5マイル以内で規制品目を栽培し、取扱い、または加工するものに対しては、緊急防除活動告示またはこれに相当する州の告示により規制を行う。また、これらの利害関係者に対しては、その旨を通知する。

告示は、当該ミバ工が明確に同定されるまで、または農務省から別に指示があるまで出す。

2 農務省は、必要な場合管下の植物防疫・検疫事務所に対し、連邦植物病害虫法による緊急防除規則が公示されるまで、同法に基づいて特別緊急防除活動を開始することを指示する。

緊急時の検疫活動を定めている連邦植物病害虫法は、州間の規制を定めており、原則として州内の規制は州当局の権限となり、州と共同で行うこととなる。ただし、農務長官が緊急事態が発生し、州当局による措置が不充分と認めたときは州と協議し、告示を官報に公示すれば、州内の規制も実施できる。

3 農務省の規制調整担当官は、連邦植物病害虫法に基づいて官報に緊急防除規則を公示する。

4 適当な時期を経過した後に、植物検疫法に基づく検疫規則が公聴会を経て制定され、これにより検疫・防除活動を本格的に開始する。

【規制用トラップ調査】 規制品目を取扱うすべての施設の周辺で、1施設につき最低2個のジャクソントラップを設置し調査する。

【農薬の使用】 規制目的に使用する農薬及びその使用方法などについては、別に定められているが使用に当っては緊急防除計画職員の同意を得る。

【規制処理】 規制地域内にある規制作物に対しては、誘殺剤の空中散布、たん白加水分解物を誘引剤とした誘殺剤の地上散布および植付床に殺虫剤を散布する。これらの生産物に対しては、くん蒸又は低温処理を、単独または組合せて使用する。

【主要な規制活動】 発見されたミバ工のまん延の程度により、次に定める規制活動から必要とされる規制を実施する。

- 1 規制を受ける産業に、規制処理方法を通知。
- 2 規制処理の確認および証明。
- 3 次の機関への連絡。

①保険会社および航空会社

②果物の売店

③生産者および集荷業者

④青果物を取扱う各種市場

⑤運送業者

⑥公共輸送機関

4 かん詰め工場など加工施設の立入り調査。

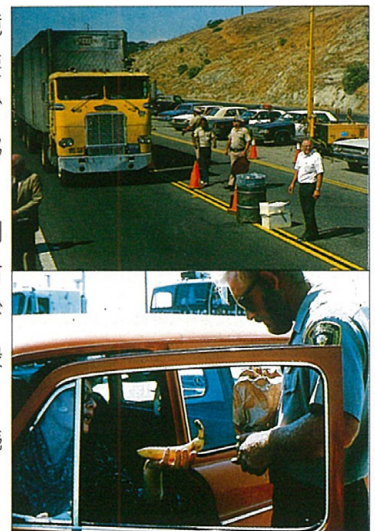
5 規制品目の廃棄に当っては、処理場までの移動を監視する。

6 輸送基地などを經由して移動する規制品目の監視。

7 規制地域境界および主要ハイウェイで規制品目の移動を監視。

【その他】 規制活動従事者に対する講習および規制活動を記録する。

(以下次号に続く)



自動車の検問 下: USDA資料より